

9 その他、耐震化の促進に必要な事項

9-1 耐促法に基づく指導等

多数の人が利用する民間建築物のうち耐震性が確認されていない建築物について、耐促法第 15 条等に基づき、耐震改修等の指導・助言、指示等を行う。

特に、学校、病院・福祉施設、ライフラインや情報通信など災害時に重要な役割を果たす施設や、広域救急交通路、地域緊急交通路、広域緊急交通路又は地域緊急交通路から災害協力病院・広域避難地へ通じる道路を閉塞する恐れのある建築物について、重点的に指導を行うものとする。

1) 耐震改修・耐震改修の指導等の対象建築物

区分	指導・助言	指示	公表
対象建築物	耐促法第 14 条に定める建築物で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物	耐促法第 15 条第 2 項に定める建築物で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物	指示を受けた所有者が正当な理由なく、その指示に従わなかった特定建築物

2) 耐震診断・耐震改修の指導等の方法

○指導及び助言の方法

- ・特定建築物所有者への啓発文書の送付
- ・大阪建築物震災対策推進協議会による特定建築物所有者を対象とした耐震診断・耐震改修説明会の開催

○指示の方法

- ・実施すべき具体的事項を明示した指示書の交付

○公表の方法

- ・ホームページの掲載等

9-2 建築基準法に基づく指導等

耐促法第 8 条第 2 項に基づく公表を行った建築物のうち、そのまま放置すれば保安上危険となる建築物について、建築基準法第 10 条に基づき勧告又は命令を行う。